



仕事の疑問 相談室

鳥取労働局

Q 工場で働いて
います。自治体
の広報誌に「最低賃
金が改正されました」と
書いてありました。会
社からは何も説明があ
りません。

A 鳥取県内の事
業所で働くすべ
ての労働者には「鳥取
県最低賃金」(一部
の労働者には「最低賃
金はいくらです
か。」

鳥取県最低賃金は1時間677円に

事業主には、最低賃金
の適用を受ける労働
者の範囲およびこれら
の労働者にかかる最低
賃金額、算入しない賃
金ならびに効力発生年
月日を、常時作業場の
見やすい場所に掲示す
るなどの方法により周
知する義務があるの
で、会社に確認して
ください。

最低賃金は1時間あ
たりの金額で示され
ていますが、月給制の場
合には月給額を1カ月
あたりの平均所定労働
時間で割った金額と比
較します。例えば、月
給が11万5千円で1カ
月あたりの平均所定勞
働時間が170時間の
場合は、11万5千円
÷170時間＝677円
50銭となり、677円
50銭に満たないので、10月
8日以降は最低賃金法
違反となります。

最低賃金の計算から
は賞与、時間外割増賃
金、通勤手当などは除
かれるので、月給にこ
れらが含まれている場
合には、これらを引い
た金額で計算します。

最低賃金未満の賃金
しか支払っていない場
合には、事業主は労働
者に対してその差額の
支払いが必要です。

詳しくは鳥取労働局
または最寄りの労働基
準監督署まで問い合わせ
てください。